

## 韮崎市パブリックコメント制度実施要綱

平成17年6月13日

訓令乙第14号

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参加を促進し、もって市民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定に当たり、その政策等の趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）を募集し、寄せられた意見等の概要及び意見等に対する市の考え方等を公表するとともに、当該意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

市内に住所を有する者

市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

市内に存する学校に在学する者

市税の納税義務者

前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等の策定は、次に掲げるものとする。

総合計画等、市の基本的な政策を定める計画及び個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定

市政の基本方針を定めることを内容とする条例又は市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭徴収に関する条項を除く。）の制定又は改廃

前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

- 2 実施機関は、前項に規定するパブリックコメント手続の対象となる政策等の策定については、あらかじめ市長に当該政策等の内容を報告するものとする。

（適用除外）

第4条 政策等の策定が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の規定を適用しない。

迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの

法令等により、意見聴取の手続が定められているもの

委員会、審議会その他の市の附属機関等がこの要綱に定める手続に準じた手続を経て行う答申等に沿って、実施機関が意思決定するもの

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの

（政策等の案の公表）

第5条 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、次に掲げる事項を記載した資料を添付して政策等の案を公表するものとする。

政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景

政策等の案の概要

政策等の案を理解するために必要な資料

（公表の方法等）

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

市ホームページへの掲載

実施機関の政策等の所管課における閲覧

情報公開コーナーにおける閲覧

その他実施機関が指定する場所における閲覧

- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、市の広報にらさきへの掲載、報道

機関等への情報提供、説明会等の開催、印刷物の配布等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。

- 3 前条の規定により公表を行う際には、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、市民等が政策等の案についての意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として1月程度を目安として意見等の提出期間を定めるものとする。

- 2 意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

郵便

ファクシミリ

電子メール

実施機関が指定する場所への書面による提出

その他実施機関が必要と認める方法

- 3 意見等を提出する市民等は、住所、氏名又は名称及び連絡先を明示しなければならない。

(意見等の処理)

第8条 実施機関は、市民等から提出された意見等を十分に考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方を公表するものとし、当該政策等の案を修正した場合にあっては、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、公表することにより個人又は法人その他の団体の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

- 3 提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する市の考え方をまとめて公表するものとする。この場合において、政策等の是非のみの意見等については、公表しないことができる。

- 4 第6条第1項及び第2項の規定は、第2項及び前項の規定により公表する

場合に準用する。

(一覧表の作成等)

第9条 市長は、各実施機関がパブリックコメント手続を行っている案件について、その実施状況を取りまとめて一覧表を作成し、情報公開コーナーに備え付けるとともに市ホームページに掲載することにより、これを公表するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期限、政策案の入手方法及び問い合わせ先を明記するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に立案の過程にある政策等で市民等の意見等を反映させる機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この要綱の規定を適用しない。